

第1回重度心身障害者医療費助成制度変更に係る関係者会議
～議事概要～

- 1 日 時 令和4年7月22日（金） 16：00～17：00
- 2 場 所 鹿児島県社会福祉センター 7階大会議室
- 3 出席者 委員18名中 16名出席（代理含む）
- 4 内 容

重度心身障害者医療費助成制度変更に係る新たな制度の導入について、事務局から説明があり、その内容について概ね了解が得られた。また、今回提案のあった案をベースに、今後詳細について進めていくことで了承を得た。

会議における主な御意見等は、次のとおり。

<委員>

- ・ 現物給付に係る国庫負担金の減額調整については、今後も撤廃をお願いしていただきたい。
- ・ 所得制限については、制限がかかる方に納得のいく説明ができるのかが懸念される。

<事務局>

- 国庫負担金の減額調整については、国の責任において新たな医療費助成を創設するよう、開発促進協議会を通じて要望しているところ。
- 所得制限については、持続可能で安定的な制度として継続していく観点からも、相当程度の収入のある方については、本制度の対象外とする方向と考えている。

<委員>

- ・ 償還払いから自動償還払いになったというのは、大きな一歩だと思う。

<委員>

- ・ 現物給付をお願いしてきた立場からすると、大きな前進だったと思っている。少しでも早く、煩雑な手続きが解消されることが当事者の願い。

<委員>

- ・ とても前向きな制度の改革であると思っている。自動償還払いで、制度が使いやすくなるという部分は、一歩前進したということで、喜ばしいと思っている。

<委員>

- ・ 国保連合会や支払基金において、システムをどのように構築しようと考えているのか。

<事務局>

→ 各市町村や審査支払機関のシステム改修に、どの程度の時間がかかるかということも確認した上で、お知らせすることになるかと思っている。

<委員>

- ・ システム改修などが入ってくる場合、市においても予算編成なども関わってくるため、スケジュール的なものをお示しいただけたらありがたい。

<事務局>

→ いつから始めるというところはまだ決まっていないが、そういった予算の編成の話もあるので、早めにお知らせできるように努めたい。

<委員>

- ・ 所得制限については、一定の所得があれば問題ないと思うが、医療費を支払うことで生活が困窮してしまう方々がいらっしやれば問題なのかと思う。

<事務局>

→ 今受給されてる方々がどの程度の所得の状況かは具体的に把握していないが、特別障害者手当の所得制限で対象外になるという方は、750人程度と推計、試算をしている。割合としては、1.76%の方が特別障害者手当の所得制限の割合になっている。

<委員>

- ・ 改正の方向については大変感謝申し上げて評価している。
- ・ 通院のみということについて、少し過酷な状況ではないかなというお話もあったが、措置入院など強制的に入院を要するような立場の医療については、国の方で負担されており自己負担はない。

<事務局>

→ 精神障害者の方々を今回、新たに追加することについては国の方針についても、できる限り地域に移行していただくという方向性で、施策を進めている状況を鑑み、今回、1級所持者の通院のみとさせていただいている。

<委員>

- ・ 今回の制度の見直しについては、県、市町村の財政に与える影響等も考慮し、何よりも重度心身障害者の方々の負担軽減に繋がると考えており、制度の見直しの内容については賛成をさせていただきたいと思っている。
- ・ 大きな制度改正になるので、引き続き関係者の意見も十分に聞きながら、制度の詳細を検討していただきたいと思っている。